

湯河原都市計画土地区画整理事業の変更（湯河原町決定）

都市計画湯河原中央土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	湯河原中央土地区画整理事業			
面 積	約 41.9ha			
公共施設の配置	道 路	種別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・1号 中央通り線	
		幹線街路	3・5・4号 広崎通り1号線	
	公園及び緑地	街区公園	2・2・6号 広崎公園	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		街区公園	2・2・7号 若宮公園	
		街区公園	2・2・8号 亀ヶ原公園	
		街区公園	2・2・9号 ガラメキ公園	
		街区公園	2・2・10号 柵口公園	
	その他の公共施設			
	宅地の整備			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

昭和42年8月19日建設省告示第2480号により都市計画決定された約50haのうち、事業未着手である約8.1haを除外し、土地区画整理事業が完了した約41.9haに施行区域を縮小するものです。